

第5章 改訂教育振興基本計画の実現に向けて

1 国や東京都への積極的な働きかけ

(1) 教職員の人事権の移譲

特別区長会では、特別区が長期的視点を持ち、地域の実情に応じた学校教育を推進できるよう、区立小・中学校教職員の人事権や学級編制・教職員定数などの権限および必要な財源を併せて特別区へ移譲することを、「国の施策及び予算に関する要望」の中で求めています。これは、区および学校が主体性を発揮し、地域特性に応じた独自性のある教育活動を展開するためには不可欠なものです。

今後も、引き続き都区のあり方検討委員会などの動きに注視しながら、国および東京都に対して人事権の移譲を強く働きかけていきます。

(2) 学級編制や教職員の配置の弾力的な運用

学校現場では、子どもや保護者の多様なニーズに対応するため、学習指導要領の趣旨を踏まえた「個に応じた指導」の充実が強く求められています。

また、少人数学級の動向、少人数指導や小学校の教科担任制の導入などの教育課題にも直面しています。これらの課題に柔軟かつ迅速に対応するため、「学級編制や教職員配置の弾力的な運用」について東京都に引き続き強く求めています。

2 教育委員会活動のさらなる充実に向けて

教育委員会は、戦後一貫してわが国の地方教育制度の根幹をなすものであり、地方公共団体における教育行政を推進する大きな責任を負っています。

平成26（2014）年6月、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が公布され、教育の政治的中立性や継続性、安定性を確保しながら、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長との連携の強化、地方に対する国の関与の見直し等、教育委員会制度に関する58年ぶりの大幅な見直しを実施されます。

そこでは、教育委員長と教育長を一本化した新「教育長」や首長と教育委員会により構成される「総合教育会議」の設置、さらには、教育に関する「大綱」を首長が策定するなど、新たな仕組みが示される一方、教育委員会は現行どおり合議制の執行機関として位置付けられました。

学校教育が、子ども・保護者・地域住民から信頼されるためには、地方教育行政の中心的な担い手である教育委員会が、より高い使命感を持って責任を果たしていく必要があります。

今後も保護者はもとより多様な地域住民の意向を学校経営に反映し、地域の実情に応じた学校づくりを推進するため、さまざまな視点から学校の教育活動を支援していきます。

また、各学校間の連携や、学校と地域との連携の「橋渡し」としての役割を果たすなど、責任ある教育委員会活動を引き続き展開していきます。

(1) 教育委員会による点検評価

「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価」は、教育委員会が所管する施策および主要事業を対象として、その実績や効果等について自己評価を行うとともに、学識経験者の知見を活用した第三者による評価を行っています。

また、評価結果は議会へ報告するとともに区民に公表しています。

今後も、評価の結果はもとより、公表により寄せられた意見等は、その後の施策に反映させるなどマネジメントサイクルを構築し、教育行政の透明性をより高める取組を進めます。

(2) 教育委員会活動の活性化

このたびの教育委員会制度改革を踏まえ、教育委員会定例会等の会議の活性化はもとより、「まちかど教育委員会」の開催など、教育委員が積極的に学校・幼稚園を訪問し、教員や地域の方々との意見交換も含め教育現場の課題などの実態把握や理解に努めていきます。

また、教育委員会と地域・保護者とを結ぶコミュニケーション手段である教育広報誌「かがやき」をはじめ、定例会の公開、過去の議事録や教育委員会活動を紹介するホームページの充実など、情報発信に努めていきます。

さらに、教育を取り巻く環境の変化等を適時・適切に把握するため、教育委員の研修会等の充実を図り、レイマンコントロールという教育委員会制度の趣旨を踏まえながらも、常にその資質や能力の向上に努めるとともに、総合教育会議で活発な議論を行い、本区の教育行政を推進していきます。

用語の説明

1 学習指導要領（9 頁）

学校教育法施行規則の規定に基づき、文部科学大臣が定める小・中・高等学校などの教育課程に関する基準のこと。

小・中学校の新しい学習指導要領は、平成 20(2008)年 3 月に改訂され、平成 21(2009)年度から一部先行実施し、小学校は平成 23(2011)年度、中学校は平成 24(2012)年度から全面实施されている。

2 小1プロブレム（9 頁）

小学校に入学したばかりの児童が集団行動が取れない、授業中に座ってられない、話を聞かないなどの状態が数か月継続する状態のこと。

3 中1ギャップ（9 頁）

小学校から中学校に進学したときに、学習や生活の変化になじめず、いじめや不登校などのさまざまな困難を抱えてしまう生徒が増える現象のこと。

4 学校力（10 頁）

高い資質能力を備えた教員が自信を持って指導に当たり、保護者や地域も加わって学校が生き生きと活気ある活動を展開できる学校の教育力(新しい時代の義務教育を創造する(答申)平成 17(2005)年 10 月中央教育審議会)のこと。

学校教育が抱える課題の複雑化、多様化に対応するため、組織的、機動的な学校運営が行われる力(平成 19(2007)年度文部科学白書)のこと。

5 全国学力・学習状況調査（16 頁）

平成19(2007)年から全国の小学校 6 年生および中学校 3 年生の全員を対象として行われているテストで、「知識」と「活用」の 2 種類の問題が出題されている。

〔主として「知識」〕…国語A, 算数・数学A

〔主として「活用」〕…国語B, 算数・数学B

〔 質問紙調査 〕…学習意欲, 学習方法, 学習環境, 生活の諸側面等に関する調査

6 ICT（18 頁）

Information and Communication Technology の略。情報技術によるコミュニケーション活用も含めた情報通信関連技術のこと。

7 フロンティアスクール（18 頁）

本区の教育課題を先行的に研究・開発を行うため、指定された区立学校のこと。研究成果を区立学校全体の教育活動に反映させ、その向上を図る。現在、城東小学校、常盤小学校および阪本小学校の 3 校が指定されている。

8 タブレット端末 (18 頁)

板状のコンピュータのことで、ほとんどの操作を画面に指を触れて行うことができる端末のこと。

9 校内LAN (18 頁)

LANとはローカルエリアネットワーク (Local Area Network) の略で、学校内のコンピュータをネットワークで接続したシステム (通信網) のこと。

作成した教材等のデータを蓄積し共有できることや教員間の連絡・調整等が効率的に行える。

10 パイロット校 (19・20 頁)

国際教育と理数教育を先行的に研究・開発し、本区全体の国際教育と理数教育の向上を図るために指定された区立小学校のこと。

現在、国際教育では常盤小学校、理数教育では城東小学校が指定されている。

11 教育課程特例校 (19・20 頁)

文部科学大臣が学校教育法施行規則の規定に基づき、学校を指定し、学習指導要領等によらない教育課程を編成して実施することを認める制度のこと。

平成 15 (2003) 年度から構造改革特別区域研究開発学校制度として始まり、平成 20 (2008) 年度から教育課程特例校制度として手続が簡素化されている。

12 理科支援員 (20 頁)

小学校 5・6 年生の理科の授業で、実験観察の準備、後片付け、教員の学習指導の補助やサポートを行う支援員のこと。

13 スクールカウンセラー (23 頁)

学校で、生徒・保護者のいじめ、不登校、生徒の悩みなどの相談・カウンセリングを行う臨床心理士等の資格を有する専門員のこと。

14 スクールソーシャルワーカー (23 頁)

家庭や学校、友人関係、地域社会などの児童・生徒が置かれている環境に働きかけて支援を行う社会福祉士等の資格を有する専門員のこと。

児童相談所など関係機関との役割分担の調整、社会福祉的な立場から家庭訪問をして保護者へのケア、教員への指導や助言などを行う。

15 適応教室「わくわく 21」 (24 頁)

区内在住、在校の不登校およびその傾向にある児童・生徒が、いろいろな活動を通して心のふれあいを経験し、新たな活力を見出していけることを目的として、教育センターにおいて実施している教室のこと。

16 キャリア教育（25 頁）

各学校段階の児童・生徒に対し、将来、自分にとって最もふさわしい進路や進学希望校等を主体的に選択し、その後の職業生活の中で自己実現を図るために必要な知識・技能・態度・価値観などを、学校内外のあらゆる活動を通じて、組織的・計画的に育成しようとする教育のこと。

17 食育（26 頁）

生涯を通じた健全な食生活の実現、食文化の継承、健康の確保等が図れるよう、自らの食について考える習慣や食に関するさまざまな知識と食を選択する判断力を楽しく身に付ける教育の取組のこと。

18 マイスクールスポーツ（1校1運動）（27 頁）

本区の各小・中学校がそれぞれ、縄跳び、一輪車、持久走などの種目を重点的に取り組むスポーツとして掲げて、児童・生徒の体力向上・増進を目指した取組のこと。

19 コーディネーショントレーニング（28 頁）

神経系の運動能力を高め、運動神経を鍛えるトレーニング方法のこと。

「コーディネーション」の能力には、リズム能力、バランス能力、変換能力、反応能力、連結能力、定位能力、識別能力の7つがあり、これらは運動神経の発達を促し、スポーツ全般の運動能力に大きく関わるだけでなく、音楽やダンス、さらにはコミュニケーション力や学習能力にも関連している能力である。

20 特別支援教育（30 頁）

従来の特殊教育の対象の障害だけでなく、LD、ADHD、高機能自閉症等を含めて障害のある児童・生徒の自立や社会参加に向けて、その一人ひとりの教育的ニーズを把握して、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行う。

21 LD（30 頁）

Learning Disabilities の略 学習障害のこと。

基本的には全般的に知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち、特定のものの習得と使用に困難を示すさまざまな状態を指す。

22 ADHD（30 頁）

Attention-Deficit/ Hyperactivity Disorder の略 注意欠陥／多動性障害。年齢あるいは発達に不釣り合いな不注意さ、衝動性、多動性を特徴とする行動の障害で、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもの

23 高機能自閉症（30 頁）

3歳位までに現れ、他人との社会的関係の形成の困難さ、言葉の発達の遅れ、興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする行動の障害である自閉症のうち、知的発達の遅れを伴わないもの

24 特別支援教育アドバイザー（30 頁）

幼稚園、小・中学校に、心理の専門家や医師等を定期的に派遣し、通常の学級に在籍する発達障害等のある、あるいはその疑いのある幼児・児童・生徒や、特別支援学級に在籍する児童・生徒に対して、望ましい教育的対応についての専門的な助言を行うアドバイザーのこと。

25 特別支援教育コーディネーター（31 頁）

特別支援教育の実施に向けて、校内委員会および校内研修の運営や担任への支援、関係者および関係機関等との連絡調整、保護者の相談窓口、専門的な情報提供などの役割を担う教員のこと。

26 臨床心理士（32 頁）

臨床心理学に基づく知識や技術を用いて、人間のさまざまな心理的問題を解決する専門家のこと。

27 通級による指導学級（32 頁）

小・中学校の通常の学級に在籍し、言語障害、難聴、弱視、情緒障害などのある児童・生徒を対象として、通常の学級以外の教室の場で、障害に応じた指導を行う学級のこと。

28 一校一國運動（37 頁）

オリンピック開催地の学校が応援する国や地域を決め、当該国・地域の文化や言語を学習し、当該国・地域のオリンピック選手や子どもたちと交流を図るなど異文化理解を深めようとする活動のこと。

29 OJT（41 頁）

On-the-Job Training の略。職場の上司（先輩）が部下（後輩）に対し、仕事の現場で実務に携わりながら必要な知識・技術・態度などを計画的・継続的に指導し習得させること。

30 メンタティーチャー制度（41 頁）

指導力に優れた実績を持つ教員を「中央区メンタティーチャー」として認定・育成し、若手教員等に対して、教科の指導方法や模範授業、教材開発、学級経営等の指導・研修講師・助言の役割を果たす本区独自の教員指導力向上システムのこと。

31 校務支援システム（42 頁）

教員の事務負担の効率化を図るため、子どもの学校生活や学習・保健等の情報を一元管理するシステムのこと。

通知表や成績表などがこのシステムにより作成できるほか、授業時数、出欠状況、健康診断状況などの集計ができる。

32 コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）（46 頁）

平成 16(2004)年 9 月に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部改正により、教育委員会が、その指定する学校の運営に関して協議する機関として、地域住民、保護者などにより構成される「学校運営協議会」を設置できるとした制度のこと。

33 学校評議員制度（46 頁）

平成 12（2000）年 4 月に学校教育法施行規則等の一部改正により、地域住民の学校運営への参画の仕組みを制度的に位置付けるものとして導入された制度のこと。

本区では、幼児・児童・生徒、保護者および地域住民の期待に応え、特色ある学校づくりと開かれた学校づくりを推進するため、全小・中学校および幼稚園に設置している。評議員は、学校（園）長の推薦等に基づいて教育長が委嘱し、校（園）長の求めに応じて学校運営に関する意見を述べることができる。

34 学校評価（46 頁）

平成 19（2007）年度に学校教育法等が一部改正され、各学校は教育活動その他学校運営の状況について評価を行い、その結果に基づき学校運営の改善を図るため必要な措置を講ずることにより、教育水準の向上に努めなければならないとされた。

本区においては、平成 20（2008）年度から、前年度の評価結果を踏まえた目標の設定、自己評価、保護者や学校に関わりのある地域関係者等による自己評価を踏まえた学校関係者評価、評価結果の公表と教育委員会への報告を行い、各学校が組織的・継続的な改善を図る学校評価システムを実施している。

35 エコスクール（50 頁）

太陽光発電等の自然エネルギーの活用や壁面等の緑化を進め、環境への負荷の低減を図った学校のこと。

36 ビオトープ（50 頁）

学校の敷地内に、地域在来の生き物が暮らすことのできる草地や池などの空間を復元する取組で、環境教育の教材として活用している。

37 青少年対策地区委員会（53 頁）

地域における青少年の健全育成のための自主団体として、連合町会単位に 19 地区委員会が設置されている。

それぞれの地区委員会は、青少年問題協議会で審議決定した施策の実施に協力するとともに、地域の実情に応じた各種の施策を実施するほか、各地域における青少年関係諸団体等の活動についての連絡調整も行っている。

38 子どもの居場所「プレディ」（53 頁）

子どもの健全育成を図るため、保護者の就労状況にかかわらず、放課後や土曜日、長期休業日などに子どもが安全に安心して過ごせるよう、小学校の施設を活用した子どもの居場所を開設している。

39 親力 (55 頁)

次代を担う子どもたちが、豊かな心で、元気に明るく輝いていくために重要となる「保護者の子どもを育てていく力」(第三次中央区保健医療福祉計画 平成 24 (2012) 年 3 月) のこと。

40 地域家庭教育推進協議会 (56 頁)

本区の家庭教育を推進するため平成 16 (2004) 年に教育委員会と学校関係者・P T A・青少年委員・児童委員等により設立された団体のこと(平成 19 (2007) 年以降は区長部局に移行)。

保護者が家庭教育について学ぶとともに、地域全体で家庭教育を支援するために家庭・学校・地域の連携を進めている。

41 第二次中央区子ども読書活動推進計画 (59 頁)

「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき、本区における子ども読書活動の推進に関する施策の取組を示すため、平成 20 (2008) 年 3 月に策定した「中央区子ども読書活動推進計画」が、平成 24 (2012) 年度末に計画期間が終了したことに伴い、計画事業の検証・評価や状況の変化を踏まえ、今後 5 年間の基本的な取組を明らかにした「第二次中央区子ども読書活動推進計画」を平成 25 (2013) 年 3 月に策定した。

42 マネジメントサイクル (61 頁)

教育施策においては、目標を明確に設定し(Plan)、実施し(Do)、その成果を客観的に検証し(Check)、その結果を改善して次の教育施策に反映させる(Action)という循環サイクルのこと。

43 レイマンコントロール (61 頁)

教育の専門家ではないが一般的な学識や経験が豊かで人格が高潔な方々による管理のこと。

参考 「中央区の教育環境に関する基本条例」

平成11年4月1日条例第15号

一人ひとりの子どもが、その人権を等しく尊重され、心身共に健康で、自主性と創造性に富み、人間性豊かに育つことは、私たち区民すべての願いである。

この願いを実現するためには、子どもが自ら学ぶ意欲を持ち、その能力に応じた教育の機会を得るとともに、良好な生活環境はもとより、人や自然との様々なふれあいを通して、人権を尊重する心、他人を思いやる心、美しいものに感動する心などを培うことのできる環境が必要である。

すべての大人は、家庭、地域社会、学校、文化、風俗、自然など子どもを取り巻くあらゆる環境が、子どもの心身の健全な成長にとって極めて重要なものであることを認識し、教育的な見地からその維持向上に努めなければならない。

中央区、区民及び事業者が相互に協力しながらそれぞれの役割を果たし、より良い教育環境を実現するため、この条例を制定する。

（目標）

第一条 中央区（以下「区」という。）は、次に掲げる事項を目標として、学校環境の充実、健全育成の推進、地域活動及び家庭教育への支援、健康で安全な生活環境の確保等、教育環境の維持向上を図るものとする。

- 一 子どもが健康で楽しく遊び、学ぶことができるようにすること。
- 二 子どもの健全な育成を妨げるおそれのある行為を防止すること。
- 三 子どもと人、文化、自然等とのふれあいを豊かにすること。
- 四 家庭及び地域社会の教育力の向上を図ること。

（学校環境の充実）

第二条 区は、子どもが自らの個性を伸ばすとともに、精神的及び身体的な能力を十分に発揮し、発達させることができるよう、学校環境の充実に努めるものとする。

- 2 教育委員会は、区が設置する学校（以下「区立学校」という。）の施設及び設備の整備充実に努めるものとする。
- 3 教育委員会は、区立学校に勤務する教員が自らの資質の向上に努め、指導の内容及び方法を研究し、開発することを奨励するものとする。

（健全育成の推進）

第三条 区は、子どもの健全な育成を図るため、子どもが保護者、友達、地域社会の人々等とともに様々な体験や活動をすることができる場と機会の充実に努めるものとする。

- 2 区は、子どもの健全な育成を妨げるおそれのある行為を防止するため、区民等と協力して、清浄な風俗環境の保持等に努めるものとする。

（地域活動及び家庭教育への支援）

第四条 区は、地域社会が教育の場として十分な機能を発揮することができるよう、地域社会における自主的な活動を支援するものとする。

- 2 教育委員会は、家庭における教育力の向上を図るため、情報の提供、相談体制の整備等の施策を講じ、家庭教育を支援するものとする。

（健康で安全な生活環境の確保）

第五条 区は、子どもの健康が保護され、生活環境が保全されるよう、安全な交通環境の確保及び大気汚染、騒音、日照阻害等の防止に努めるものとする。

- 2 区は、子どもと自然とのふれあいが保たれるよう、緑地、水辺等の整備に努めるものとする。

（区民の役割）

第六条 区民は、子どもの人権を尊重するとともに、地域社会における相互の連帯と活動の活発化を図り、教育環境の維持向上に努めるものとする。

（事業者の協力）

第七条 事業者は、区の区域内において事業活動を行うに当たっては、良好な教育環境の維持に配慮するものとする。

- 2 区長及び教育委員会は、良好な教育環境を確保するために必要があると認めるときは、事業者に対して協力を求めるものとする。

（国、東京都等との連携等）

第八条 区は、良好な教育環境を確保するため、国、東京都その他関係機関（以下「国等」という。）との連携を図るとともに、必要に応じ、国等に対して適切な施策を講じ、又は必要な措置を採るよう要請するものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

中央区教育振興基本計画改訂検討委員会における検討経過

- 諮問および第1回中央区教育振興基本計画改訂検討委員会

平成26（2014）年7月1日（火） 午後6時00分から午後8時00分まで

教育長から中央区教育振興基本計画改訂検討委員会へ諮問
議事の概要

- (1) 中央区教育振興基本計画の改訂について
- (2) 本検討委員会の設置などについて
- (3) 委員長及び副委員長の決定について
- (4) 前期5年間の進捗状況について
- (5) 今後の日程について
- (6) その他

- 第2回中央区教育振興基本計画改訂検討委員会

平成26（2014）年10月23日（木） 午後6時00分から午後8時00分まで

議事の概要

- (1) 中央区教育振興基本計画（前期）の状況について
- (2) 改訂中央区教育振興基本計画の概要について
- (3) 後期5年間で重点的に取り組む施策について
- (4) その他

- 第3回中央区教育振興基本計画改訂検討委員会

平成26（2014）年11月17日（月） 午後6時00分から午後8時00分まで

議事の概要

- (1) 改訂中央区教育振興基本計画中間報告（案）について
- (2) その他

- 中間報告のパブリックコメント

平成26（2014）年12月15日（月）～平成27（2015）年1月9日（金）

2名から延べ10件の意見

- 第4回中央区教育振興基本計画改訂検討委員会

平成27（2015）年1月29日（木） 午後6時00分から午後8時00分まで

議事の概要

- (1) パブリックコメントの結果について
- (2) 改訂中央区教育振興基本計画最終報告（案）について
- (3) その他

- 答申 平成27（2015）年1月30日（金）

中央区教育振興基本計画改訂検討委員会から教育長へ答申

中央区教育振興基本計画改訂検討委員会委員名簿

区 分	氏 名	所 属	備 考
学 識 経 験 者	葉 養 正 明	文教大学教育学部 心理教育課程教授	委 員 長
	安 藤 駿 英	日本教育会 特別参与	副委員長
	秋 元 有 子	白百合女子大学発達臨床センター博士	
P T A	鈴 木 康 介	京橋朝海幼稚園PTA会長	
	岩 田 享 也	久松小学校PTA会長	
	石 田 敦 浩	晴海中学校PTA会長	
社会教育関係者	松岡 誠一郎	中央区青少年委員会会長	
	鈴木 英子	中央区地域家庭教育推進協議会委員	
校（園）長	箕 輪 恵 美	京橋朝海幼稚園長	
	大 橋 稔	有馬小学校長	
	加 藤 讓 司	佃中学校長	
区長部局職員	新 治 満	区民部長	
	吉 原 利 明	区民部文化・生涯学習課長	
教 育 委 員 会 事 務 局 職 員	坂 田 直 昭	教育委員会事務局次長	
	林 秀 哉	教育委員会事務局庶務課長	
	斎 藤 公 一	教育委員会事務局副参事(教育制度・特命担当)	
	伊 藤 孝 志	教育委員会事務局学務課長	
	佐 藤 太	教育委員会事務局指導室長	
	吉 野 達 雄	教育委員会事務局副参事(教育政策・特命担当)	
	宮 崎 宏 明	教育委員会事務局指導室統括指導主事	
	俣 野 修 一	教育委員会事務局図書文化財課長	

